# みかもクリーンセンターごみ焼却処理施設

# 長期包括運営管理業務委託契約書（案）

平成２３年１月

佐　野　市

# 長 期 包 括 運 営 管 理 業 務 委 託 契 約 書（案）

1．業　　務　　名　　みかもクリーンセンターごみ焼却処理施設長期包括運営管理業務

2．委　託　場　所　　栃木県佐野市町谷町２０６番地１３

3．契　約　金　額　　金【　　　】円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税　金【　　　】円　）

4．契　約　期　間　　契約締結日から　平成２８年3月３１日

5．契 約 保 証 金　　業務委託費を実施期間の月数（53 ヶ月）で除した額の 12 ヶ月分とした額の１００分の１０に相当する金額以上

上記業務の委託について、委託者を甲とし、受託者を乙として、次の約款により業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。
なお、乙を構成する企業とは、(○○会社、○○会社、○○会社）とし、乙の代表企業は○○会社とする。

平成２３年【　】月【　】日

甲

乙
（●業務）　○会社

（●業務）　○会社

（●業務）　○会社

# 長 期 包 括 運 営 管 理 業 務 委 託 契 約 書 約 款

## 第１章　総則

（総則）

第1条　　甲及び乙は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、要求水準書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（第 14 項に定める書類及び図面を内容とする甲と乙が佐野市みかもクリーンセンターごみ焼却処理施設長期包括運営管理業務に関してこの約款に基づき締結する運営管理業務委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、乙を構成する企業は、この契約で規定する乙、又は乙の構成企業の各債務の全てについて、相互に連帯債務を負うものとする。また、この契約で規定する各業務を担当する構成企業による当該業務の履行の確保が困難となった場合は、他の構成企業が連帯して当該業務の履行を確保するための措置を行うものとする。また、他の構成企業が連帯して当該業務の履行を確保するための措置を講ずることができない場合は、代表企業がその責任の一切を負うこと。

２　乙は、契約書記載の委託業務を契約書記載の契約期間内に行うものとし、甲は、その契約代金を乙に支払うものとする。なお、甲の支払いは乙の代表企業の指定する口座に振り込んで支払うものとする。

３　この委託業務を完了するために必要な一切の手段（以下、「履行方法」という。）については、この約款及び要求水準書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任により定める。

４　この契約に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

５　この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

６　この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

７　この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、要求水準書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。

８　この契約書及び要求水準書における期間の定めについては、この契約書、又は要求水準書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

９　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10　この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する宇都宮地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

11　この契約において、「年度」とは 4 月 1 日開始より翌年の 3 月 31 日に終了する一年をいう。

12　この約款には、次の別紙が添付されるものとする。

別紙１　業務委託費の内訳
別紙２　業務委託費の支払方法
別紙３　本施設に係る計測項目
別紙４　処理不適物
別紙５　保険
別紙６　支給材料及び貸与品
別紙７　本件計画ごみ質の範囲
別紙８　業務委託費の見直し

13　この約款における用語の定義は、この約款で特別に定める場合を除き、次の各号のとおりとする。
(1)「要求水準書」とは、本件事業の契約あたっての協議において甲が公表した本件事業に関する協議資料のうち要求水準書及び契約協議に関する質問回答をいう。
(2)「提案書」とは、本件事業の契約にあたっての協議において乙が作成し甲に提出した運営管理業務提案書をいう。
(3)「成果物」とは、本件事業の契約にあたって、要求水準書及び甲の要求に基づき乙が作成した一切の書類、図面、写真、映像等をいう。

14　この契約を構成する書面及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし、各号において齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。ただし、提案書の記載内容のうち、要求水準書の定める基準、水準等を超える部分は、要求水準書と同位の順序にあるものとみなす。
(1) 本約款書
(2) 要求水準書
(3) 要求水準書に添付した業務委託特記仕様書　「Ⅲ．公害防止基準等」に定める基準等
(4) 提案書

（権利の譲渡等）

第2条　　乙は、この契約上の地位及び権利、又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　乙は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（契約の保証）

第3条　　乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第 5 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証書を甲に寄託しなければならない。
(1) 契約保証金の納付
(2) 契約保証金に代わる担保となる甲が確実と認める有価証券の提供
(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する，甲が確実と認める金融機関、又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額、又は保険金額（第 4 項において「保証の額」という。）は、業務委託費（固定費と変動費の総額。変動費は計画処理量に基づき算出する。）を本施設の運営管理業務の実施期間の月数（53 ヶ月）で除した額の 12 ヶ月分とした額の 100 分の 10 以上としなければならない。

3　第１項の規定により，乙が同項第２号、又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は、契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４及び第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。なお、同項第３号、又は第４号に掲げる保証及び同項第５号に掲げる保証は、単年度、又は複数年度のものによる契約期間中の更新も認めるものとする。

4　保証対象額の変更があった場合には、保証の額が変更後の保証対象額に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は保証の額の減額を請求することができる。

5　甲は、乙がこの契約の履行を完了し、かつ、甲の検査に合格したとき、若しくは第 60 条第１項、又は第 63 条第１項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙の請求により契約保証金（これに代わる担保を含む。以下同じ。）を返還する。

6　甲は、契約保証金について利息を付さない。

（再委託の禁止）

第4条　　乙は、この契約について業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（支給材料及び貸与品）

第5条　　甲が乙に貸与し、又は支給する図面、その他乙の業務実施に必要な物品並びに甲が乙に支給する物品等(以下、甲が乙に支給するものを「支給材料」といい、甲が乙に貸与するものを「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格、又は性能、引渡場所及び引渡時期は、別紙６並びに要求水準書に定めるところによる。

2　乙は、支給材料、又は貸与品の引渡しを受けるに当たっては、甲の立会いの上、乙の負担において、当該支給材料、又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、又は規格若しくは性能が別紙６並びに要求水準書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

3　乙は、支給材料、又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4　乙は、支給材料、又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料、又は貸与品に第２項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

5　甲は、乙から第２項後段、又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品の修補、又は改訂を行うものとする。

6　乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

7　乙は、要求水準書の変更等によって不用となった支給材料、又は貸与品を甲に返還しなければならない。

8　乙は、故意、又は過失により支給材料、又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（履行報告）

第6条　　甲は、必要と認めるときは、乙に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。

（監督）

第7条　　甲は、必要と認めるときは、立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

# 第２章　運営管理業務

## 第１節　総則

（委託業務の範囲）

第8条　　甲は、運営期間において、要求水準書に従い、みかもクリーンセンターごみ焼却処理施設（以下、「本施設」という。）の運営管理業務を乙に委託し、乙はかかる委託を受ける。業務範囲は、次の各号のとおりとし、詳細は要求水準書によるものとする。

(1) 運営事業実施計画、維持管理計画及び運営マニュアルの作成及び更新
(2) ごみピット投入以降の処理対象物の受入れ（プラットホーム出入口扉及びごみ投入扉の管理も含む）、受入れた処理対象物の保管、溶融処理等を経て生成される溶融スラグ、不燃物、鉄類、アルミ類及び飛灰処理物等（以下、「副生成物」という。）の貯留・保管等、本施設を用いて行う処理対象物の処理に係る業務
(3) スラグピットからの積み出し作業におけるスラグクレーンの運転操作、不燃物、鉄類、アルミ類及び飛灰処理物等の積み出しバンカ類の運転操作に係る業務
(4) 施設の運転、保全（補修・更新）に伴い発生する廃棄物の適正処理に係る業務
(5) 溶融燃焼設備で発生する焼却廃熱を用いた熱供給・発電及び電気供給に係る業務
(6) 前各業務を実施するために必要な、各設備の運転及び各種の測定、運転及び測定結果の記録並びに経常的な施設の保全管理に係る業務
(7) 電気関係法令及び自家用電気工作物保安規定による電気工作物の工事・点検及び運転に関する保安業務
(8) 本施設の各設備及び各機器の点検（法定点検・定期点検を含む）、保全（補修・更新）
(9) 本施設の各設備内の各設備、各機器の清掃、本施設工場棟内の清掃、本施設工場棟廻りの清掃・植栽等管理
(10) 本施設の防災・防犯管理・警備に係る業務
(11) 各種記録等の作成・保管に係る業務
(12) 施設見学者への対応に係る業務（本市の補助業務、資料等作成を含む）
(13) 周辺住民への対応に係る業務（本市の補助業務、資料等作成を含む）
(14) 情報管理に係る業務
(15) 環境管理に係る業務
(16) その他、要求水準書に記載のある本施設の運営に必要な一切の業務

２　乙は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害発生を防止するとともに、二次公害を発生させないように適正に本施設の運転及び点検等を行わなければならない。

３　乙は、本施設が要求水準書に規定された仕様及び性能（かかる仕様及び性能を、以下、「本件性能要件」という。）を満たすよう、適正に本施設の運営管理業務を行わなければならない。

（契約期間）

第9条　　契約期間は、契約締結日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

２　平成 23 年 11 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間を本施設の運営管理業務の実施期間（以下「運営期間」という。）とする。

（善管注意義務）

第10条　乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、この約款及び要求水準書の各条項の規定に基づき、本施設の運営管理業務を実施しなければならない。

（乙の許認可の取得）

第11条　乙は、運営管理業務の実施までに、本施設の運営管理業務その他乙がこの契約の締結及び履行のために必要とされる全ての許認可を自らの責任及び費用において取得し、これを維持し、また必要な届出等を行なわなければならない。

（関連法令の遵守）

第12条　乙は、本施設の運営管理業務に当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）を含む関連法令、関連規制等を遵守しなければならない。

（甲の責任）

第13条　甲は、運営期間において、本施設を所有し当該施設を稼動させて処理対象物の処理を行うに必要な全ての許認可を取得し、これを維持する。

（指示監督等）

第14条　甲は、この契約の履行について必要があるときは、乙に対し、指示監督することができる。

２　甲は、必要があると認めるときは、乙に対して運営管理業務の実施状況について調査し、若しくは報告を求め、又は乙の事務所その他運営管理業務の実施場所に立ち入ることができる。

（業務統括責任者）

第15条　乙は、甲が運営管理業務の実施について必要があると認めるときは、業務統括責任者を選任し、その氏名を甲に通知しなければならない。

２　業務統括責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、業務委託費の変更、業務委託費の請求及び受領、第 4 項の請求の受領、第 5 項の決定及び通知、並びにこの契約の解除にかかる権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

３　乙は、前項の規定にもかかわらず、自らの有する権限のうちこれを業務統括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

４　甲は、業務統括責任者がその業務の処理につき著しく不適当と認められるときは、乙に対して、その理由を書面により明示し、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

５　乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から 10 日以内に甲に通知しなければならない。

（電気、上下水道等）

第16条　運営管理業務の実施に必要な電気及び上下水道を除くユーティリティーは乙がその責任において調達し、費用を負担する。ただし、電気及び上下水道については、甲が電力供給事業者及び水道局と契約を締結して、調達を行い、費用を負担する。

２　甲は、必要に応じて、前項に規定する電力についての供給事業者との契約を変更することができる。

（新技術等への対応）

第17条　この契約の期間中、本施設の運営管理業務に関連して、著しい技術、又は運営手法の革新等がなされた場合、甲及び乙は当該技術革新等に基づく新しい技術、又は運営手法等（以下、「新技術等」という。）の導入について検討し、乙は改善提案を行うものとする。

２　前項の検討に係る費用は乙が負担するが、甲が負担することが合理的と甲が認める費用については、甲が負担する。

３　第１項の提案の結果、作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量の削減等により業務委託費の減額がもたらされることを甲、又は乙が明らかにした場合には、当該新技術等の導入及び業務委託費の減額について協議するものとする。

## 第２節　運営管理業務開始前の準備

（人員の確保）

第18条　乙は、運営管理業務の開始までに、法律上必要とされる人数を確保し本施設の運営管理業務に関する必要な人員（以下「従業員」という。）を自らの責任及び費用で確保し、この契約の終了まで、これを維持する。

２　本施設の運営管理業務のための従業員には、次の各号の資格を有する者が含まれるものとし、乙は、運営管理業務の開始までにその必要人数を確保する。また、この契約の終了まで、運営管理業務実施に必要な人員を、自らの責任により確保する。

(1) 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設コース）
(2) クレーン特別教育修了者（吊り上げ荷重５トン未満の時）、又はクレーン運転士免許の資格を有する者
(3) 危険物取扱者乙種第４類、又は甲種の資格を有する者
(4) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技術者、又は技能講習修了者
(5) エネルギー管理員
(6) 安全管理者
(7) ガス溶接、電気溶接技能講習修了者
(8) 特定化学物質等作業主任者
(9) 防火管理者
(10) ダイオキシン類作業従事者特別教育修了者
(11) その他、本施設の運営のために必要な資格を有する者

３　乙は従業員のうち本施設の運転業務に従事する者について、運営管理業務の実施までに、十分に教育・訓練を実施し本施設の運転に習熟させ、運用開始予定日からの本施設の正式運営実施に支障のないよう準備しなければならない。

## 第３節　運営マニュアル及び各種計画書

(運営マニュアル)

第19条　 乙は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの包括運営管理業務委託の運営状況が反映された本施設の運転、保全及び管理の手順、操作方法等が詳細に記載された運営マニュアルを踏まえ、必要に応じて甲と協議の上、適宜運営マニュアル（取扱説明書、運転要領書等を含む）を改定し、運営期間の開始前に、甲の確認を受けなければならない。

２　乙は、甲の確認を受けた運営マニュアルにより、本施設の運営管理業務を行うものとする。

３　乙は、必要に応じて、甲と協議の上適宜に運営マニュアルの更新を行い、常に最新版を保管し、更新の都度、変更された部分を甲に提出する。

４　本施設の事業終了まで運営マニュアルの更新を行うとともに、本事業期間以降においても利用可能となるよう、事業期間の運営実績及び乙の提案事項を反映させた運営マニュアルを提出する。

５　乙は、本施設について本件性能要件を維持し、本件性能要件をもって運営するため、常に運営マニュアルを適正なものにするよう努めるものとし、必要な場合は、第3項に従い、運営マニュアルを更新しなければならない。

６　乙は、本施設、又はその運営管理業務の結果が本件性能要件を満たさないときに、単に運営マニュアルに従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

(業務予定表、各種計画書等)

第20条　 乙は、要求水準書に基づき、業務予定表を作成し、甲と十分に協議を行わなければならない。また、事前に甲と協議の上、各号に掲げる各種計画書等を作成し、運営開始までに、甲に提出しなければならない。

(1) 維持管理計画書（運転計画、点検・整備計画、補修計画、更新計画を含む）

(2) 環境保全計画書

(3) 作業環境管理計画書

(4) 安全作業マニュアル（緊急対応マニュアル及び事故対応マニュアルを含む）

２　乙は、前項に従い甲の確認を受けた計画書を変更しようとするときには、あらかじめ変更内容について甲の確認を受けなければならない。また、変更後、直ちに変更した計画書を甲に提出するものとする。

３　乙は、第1項及び前項により甲の確認を受けた計画書に従い、運営管理業務を行うものとする。

４　乙は、本施設、又はその運営管理業務の結果が本件性能要件を満たさないときに、単に前項の各種計画書に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

## 第４節　処理対象物の受入れ及び処理

(処理業務)

第21条　 乙は、運営期間中、この契約及び要求水準書に基づき、本施設の運転を実施し、処理対象物の焼却処理を行う。

(処理対象物の処理)

第22条　乙は、処理対象物を本件性能要件に適合させて処理しなければならない。

(処理対象物の受入れ等)

第23条　乙は、この契約及び運営マニュアルに従って、処理対象物の受入を行うものとする。

2　甲は、搬入する処理対象物の性状が要求水準書　「業務委託特記仕様書」に規定された計画ごみ質(以下「本件計画ごみ質」という。)の範囲内のごみ質を確保するべく努力する。

3　甲は、処理対象物を搬入する車両を確認・記録し、その記録を管理するものとする。

4　甲は、処理対象物を直接搬入しようとする者に対して、搬入された処理対象物が、市の受入基準を満たしていることを確認するものとする。

5　甲は、市の受入基準を満たしていない廃棄物を確認した場合は、その搬入者に対して受入れない旨を伝えるものとする。

6　甲は、処理対象物を甲の費用と責任において、本施設内の乙によりあらかじめ指定された場所に搬入する。

7　乙は、本施設の受入設備において受入可能な量の処理対象物を受入れなければならない。

8　乙は、受入可能な量を超えるおそれがある場合、甲に報告し、甲の指示を受けるものとする。

9　乙は、前項の規定にかかわらず、災害等の不可抗力の発生その他やむを得ない事情がある場合には、本施設において受入れ可能な量を超える廃棄物や近隣市町村から排出される廃棄物についても、適切な暫定処置を採るなど、対処のための最大限の努力を行うものとする。

10　前8項の場合、乙は、処理対象物が本施設の受入設備において受入可能な量を超えた原因が不可抗力、又は甲の責めに帰すべき事由に基づくことを明らかにした場合には、甲に対し、甲の指示に従い作業等を実施したために生じた特別の費用の支払を求めることができる。

(処理不適物の取扱)

第24条　甲は、市民に対して広報活動及び啓発活動を行うことにより、廃棄物の減量化を推進するとともに、廃棄物への処理不適物の混入を未然に防止し、市の受入基準の範囲内の廃棄物となるように努めるものとする。

2　甲は、計量時、プラットホーム受入時及びリサイクルプラザからの搬送時に、処理不適物の混入を未然に防止し、処理対象物を受入れるものとする。ただし、受入設備に投入した後であっても、処理不適物を選別し排除することが可能であるときは、乙はこれらの処理不適物の排除を行うよう努力するものとする。この場合、目視による確認方法の詳細については、運営マニュアルによる。

3　甲は、前項により甲及び乙が排除した処理不適物について、その持込者が特定できた場合は、持込者をして本施設から速やかに搬出させるものとする。甲は第2項により排除した処理不適物で持込者が特定できないものにつき、これを搬出し処分する。処理不適物の搬出、処理・処分は、甲の責任及び費用で行うものとする。

4　乙が処理不適物を受け入れて処理したことにより本施設に損傷が発生した場合、乙は、自らの費用と責任において当該損傷を修復しなければならない。ただし、乙が損傷の原因となった処理不適物の排除が事実上不可能であったと合理的に判断される場合、甲は、合理的な範囲において上記修復のため要する費用を負担する。

5　乙が処理不適物を受け入れて処理したことにより本施設の運転が一時的に停止した場合、運転再開に要する費用は乙が負担するものとする。ただし、乙が損傷の原因となった処理不適物の排除が事実上不可能であったと合理的に判断される場合、甲は、合理的な範囲において追加費用を負担する。

6　前項にかかわらず、本施設の運転の一時停止時において、外部委託処理が必要となった場合には、乙がその費用を負担するものとする。ただし、乙が当該停止の原因を除去することが事実上不可能であったと甲が認めた場合には、乙は、甲に対し、合理的な範囲において外部委託処理に要した費用を請求することができる。

7　ごみ分別区分、又は一般廃棄物処理基本計画及び実施計画が変更された場合であっても、処理不適物は変更されないものとする。

## 第５節　検査・モニタリング等

(乙の検査)

第25条　乙は、要求水準書、運営マニュアル及び維持管理計画書により、本施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、法律に定める検査、要求水準書に記載の検査、提案書に規定する検査及びその他乙が必要と認める検査を行う。

２　乙は、前項の検査を行ったときは、検査の結果を遅滞なく甲に報告する。

(甲の検査・モニタリング)

第26条　甲は、乙のこの契約の履行状況を確認するため、モニタリングを行う。甲のモニタリングの内容は、甲が後に定めるものとし、乙は、必要に応じ甲のモニタリングに協力する。

２　前項のモニタリングのほか、甲は、自己の負担により、本施設の検査を行うことができる。この場合、甲は、乙の通常の営業時間内に、抜き打ちによる検査の場合を除き、乙に対する事前の通知を行った上で本施設へ立ち入り、自らの費用で検査、計測等を行うことができるものとする。この場合、甲は、当該計測及び検査の業務を法的資格を有する第三者機関に委託することができるものとする。なお、甲は乙の行う運営管理業務の実施に影響を与えないよう配慮して、検査を行わなければならない。

(本施設に係る計測)

第27条　乙は、運営期間中、自己の負担において、この契約、要求水準書及び運営マニュアル、維持管理計画書に従い、自ら、又は法的資格を有する第三者機関に委託することにより、本施設に係る計測を実施するものとする。

２　乙は、別紙３記載の計測項目及び計測頻度により前項の計測を実施しなければならない。当該計測に当たり、甲は事前に通知の上、立ち会うことができる。

３　甲は、前項の計測について、計測項目のいずれかの測定値が不連続的な値を示し本施設の安定的な稼働に支障が生じる懸念があると合理的に判断した場合、乙に計測頻度の増加を請求できるものとし、その詳細は、甲が測定値に応じて決定できるものとする。

４　乙は、本件性能要件として示されている項目で、別紙３の計測項目にあげられていないものについては、自ら必要と認めた場合、又は甲が合理的に要求する場合、自らの費用により、計測を実施し、その結果を速やかに甲に報告しなければならない。

(停止基準値)

第28条　本節の乙、又は甲の計測等の結果、停止基準値(要求水準書　「業務委託特記仕様書　Ⅴ」に規定された停止基準をいう。以下同じ。)が達成されていないことが判明した場合には、甲、又は乙は、速やかにその旨を相手方に通知するとともに、乙は直ちに本施設の運転を停止し、要求水準書「業務委託特記仕様書　Ⅴ」に定めるところに従い、原因の究明に努め、本件性能要件を満たす正常な運転が再開されるよう本施設の補修、運営管理業務の改善等を行わなければならない。

2　前項の場合、甲は乙に対し、本施設の運転停止時から 60 日以内に前項に定める運営管理業務の改善等が行われる見込みがないと合理的に判断される場合を除き、前項に定める運営管理業務の改善等につき、本施設の運転停止時から 60 日の猶予期間を与えるものとする。

(本件性能要件の未達)

第29条　本節の乙、又は甲の計測及びモニタリング等の結果、本件性能要件が達成されないことが判明した場合には、甲、又は乙は速やかにその旨を相手方に通知するとともに、乙は原因の究明に努め、本件性能要件を満たすよう、本施設の補修、運営管理業務の改善等を行わなければならない。

2　前項の場合、甲は必要と認めるときは、乙に本施設の運転の停止を指示することができ、乙はこれに従わなければならない。

3　第 1 項の場合、本件性能要件を達成されるよう回復するまでの猶予期間として、第 1 項の甲又は乙の通知から 60 日の猶予期間を乙に与えるものとする。ただし、甲は 60 日間で回復される見込みがないと合理的に認めるときには、乙に与える猶予期間を延長することができる。

(業務委託費の減額)

第30条　乙が第 28 条第 2 項、又は前条第 3 項により与える猶予期間に、本施設の補修、運営管理業務の改善等を行い、本施設の正常な運転(本件性能要件を全て満足した運転をいう。以下同じ。)ができるよう回復できない場合、猶予期間満了時から正常な運転ができるよう回復したことを甲が確認するまでの期間に相当する業務委託費のうちの固定費を 10 パーセント(施設全体の稼動が停止している場合は 20 パーセント)減額するものとする。ただし、異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他本件性能要件の未達が乙の責めに帰すことができない事由によることを乙が明らかにしたときは、固定費の減額は行わないものとする。

2　前項による業務委託費の減額は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものと解してはならず、業務委託費の減額分を損害賠償の予定と解してはならない。

3　乙が第 28 条第 2 項、又は前条第 3 項により与える猶予期間に、本施設の補修、運営管理業務の改善等を行わない場合、甲は自ら改善を行い、その費用を乙に求償することができる。

(停止期間中等の処理対象物の処理)

第31条　異常事態の発生、その他の原因により運転停止の状態、又は性能低下による計画処理量の全量の受入ができない状態に陥った場合、甲より提供される処理対象物は、次の各号に示す優先順位で処理するものとする。

(1) 受入設備に処理対象物を受入れ、本施設の運転が再開するのを待つ。

(2) 受入れた処理対象物が、受入設備の貯留容量を超えた場合、甲が手配する代替の廃棄物処理場まで持ち込むものとし、本施設の運転が再開するのを待つ。

(3) 本施設が運転を再開した場合は、本施設において処理を行う。

(臨機の措置)

第32条　乙は、事故、災害防止等のため必要があると認めるときは、要求水準書、運営マニュアル等に従い、臨機の措置をとらなければならない。

2　前項の場合、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知する。

3　甲は、事故、災害防止その他本施設の運転を行う上で、特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4　乙が第１項、又は前項の規定に基づき臨機の措置をとった場合において、乙が当該措置に要した費用を負担する。ただし、当該措置が不可抗力、又は乙の責めに帰すことのできない事由に基づくことを乙が明らかにした場合は、甲が、当該措置に要した費用のうち乙が業務委託費の範囲において負担することが適当と認められない部分を負担するものとする。

5　乙は、要求水準書、運営マニュアル等に従い、防災のための措置をとらなければならない。

(費用負担)

第33条　本件性能要件未達への対応に要する費用(原因の究明及び責任の分析に要する費用、受入れできない処理対象物を他の廃棄物処理場まで運搬し、これを処理する費用、計画外の補修等を行う費用を含む。)は全て乙が負担するものとする。ただし、当該性能要件未達の原因について、不可抗力、その他乙の責に帰すべき事由でないことを乙が明らかにした場合は、甲が、当該費用を負担するものとする。

2　前項の費用を甲が負担する場合の負担方法については、甲と乙が協議により定めるものとする。

第６節　副生成物

(副生成物の取扱)

第34条　本施設における処理対象物の焼却処理によって発生する副生成物の取扱は、次の各号に規定するとおりとする。

(1) スラグピットからの積み出し作業におけるスラグクレーンの運転操作、不燃物類、鉄類、アルミ類及び飛灰処理物等の積み出しバンカ類の運転操作は乙が実施する。

(2) スラグ、鉄類、アルミ類、不燃物及び飛灰処理物等の運搬は甲が実施する。

(3) 乙は、甲の求めに応じ、副生成物の各種の検査データ等を提示しなければならない。

## 第７節　発電設備の運転

（発電設備の運転）

第35条 乙は、この契約、要求水準書、運営マニュアル及び維持管理計画書に従い本施設を運転することにより発生する余熱を利用して発電を行うものとする。

２　乙は、甲及び隣接するリサイクルプラザに対して、それぞれの必要量に応じて、自ら発電設備の運転により生じた電力を供給するものとする。

３　甲は、余剰電力（本施設で発電された電力のうち本施設の自己使用分、甲及び隣接するリサイクルプラザへの供給分を除いた電力をいう。以下同じ。）及び余剰電力に係るＲＰＳ証書（「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（平成 14 年法律第 62 号）に示す新エネルギー等相当量をいう。以下同じ。）を第三者に対して販売することができる。余剰電力の売電による収入は、甲に帰属するものとする。

４　前項における第三者に対する余剰電力の販売に係る契約は、甲が第三者との間で契約当事者として締結するものとする。

（余熱の取り扱い）

第36条 乙は、安全かつ安定的に隣接する余熱利用施設（みかもリフレッシュセンター）に高温水供給を行わなければならない。

## 第８節　地域経済への貢献

（地域経済への貢献）

第37条　乙は、本施設の運営にあたり、地元での雇用促進に努めなければならない。

## 第９節　ごみ質及びごみ量

（ごみ質）

第38条　一事業年度の本施設に搬入される処理対象物の平均発熱量が 7,600kJ/kg（1,810kcal/kg）（以下「本件計画発熱量」という）を逸脱する場合において、本件計画発熱量を著しく逸脱した処理対象物の処理のために要した費用が変動した場合は、甲乙の協議により、費用の見直しが行えるものとする。

２　前項でいう本件計画発熱量を著しく逸脱した処理対象物の処理のために要した費用の変動とは、次のものをいう。

(1) 処理対象物の平均発熱量が本件計画発熱量を著しく逸脱したために変動した費用。

(2) 処理対象物の平均発熱量が本件計画発熱量を著しく逸脱したために変動した本施設の維持補修費用。

３　本施設に搬入された処理対象物の平均発熱量が本件計画発熱量を著しく逸脱しているかどうかの判断は、一事業年度を単位として当該事業年度全体で行なうものとし、かかる判断に必要なデータの収集、検査等は、全て乙の費用において実施するものとする。

４　前項のデータの収集、検査等の具体的な実施方法、実施頻度等は、要求水準書、又は乙の提案に基づき、甲と協議して定めるものとする。

５　乙は、前項で得られたデータ及び検査結果等を、甲乙が協議して定める頻度及び内容で、甲に報告しなければならない。

(ごみ量)

第39条　一事業年度の本施設に搬入される処理対象物の量が、年間あたり約 28,000±15%トン（以下「本件計画ごみ量の範囲」という）を逸脱する場合において、処理対象物の量が本件計画ごみ量の範囲を逸脱したために、乙が本件計画ごみ量の範囲内の処理対象物の処理で想定した費用が増加したことを乙が合理的に説明し、甲が当該説明の内容に合意した場合、乙は、本件計画ごみ量を逸脱した処理対象物の処理に要する費用について、精算を行うことを請求できるものとする。

２　本件計画発熱量及び本件計画ごみ量範囲を共に逸脱した場合においては、乙は、その選択により、前条、又は本条のいずれかの規定のみに基づき清算を請求することができるものとする。

(ごみ量、又はごみ質の変動により基準値を遵守できない場合)

第40条　処理対象物のごみ質が本件計画ごみ質から大幅に逸脱し、又は処理対象物のごみ量が本件計画ごみ量から大幅に逸脱した場合において、乙が本件性能要件を遵守することが困難である旨の申立てを甲に対して行ったとき、甲は、本件性能要件を遵守することが困難であるかどうかについて確認する。

２　甲が前項の確認を行い、乙の申立てが合理的であると認めた場合、甲は、新たに自ら適当と認める方法により計画ごみ質、又は計画ごみ量を算出し、乙と協議の上、本件性能要件を満たすための本施設の改造の要否及び改造の方法等について決定する。甲は当該工事を第三者にも発注できるものとし、乙は甲が発注業務を行うための情報提供を行う。

３　前項の協議によって決定された本施設の改造の内容及び改造費用が合理的な範囲であると客観的に判断されるときは、当該改造費用は、甲が負担する。なお、甲が、本施設の改造を乙以外の第三者に委託し、当該第三者の責に帰すべき事由により、甲、本施設、又は第三者に損害が生じた場合には、乙はその責を負わない。

第１０節　維持管理、保全（補修・更新）

(維持管理、補修・更新)

第41条　甲と乙は、維持管理計画、及び設計図書に記載された維持管理補修の考え方に基づき、毎年度、本施設の維持管理補修の内容について協議する。また、乙は、維持管理補修の状況を確認し、必要に応じて維持管理計画等及び運営マニュアルを本施設の現状に即した内容に改訂しなければならない。改訂時は甲に報告を行い、甲は現状に即した内容でない場合、改善を求める。

２　維持管理補修が適切に行われないことにより本施設の性能が低下し、又は停止し、甲に損害が生じた場合、乙は、甲に生じた損害を賠償する。

（本施設の補修・更新）

第42条　乙は、この契約及び要求水準書に従い、本施設の補修・更新を行い、本施設が本件性能要件を満たすようその機能を維持しなければならない。

2　乙が本施設の補修・更新を行う場合には、乙は、甲に対し、補修・更新工事開始の 60 日前までに、補修計画書、又は更新計画書を提出し、その確認を受けなければならない。

3　甲は、当該補修計画書、又は更新計画書について、補足、修正、又は変更が必要な箇所を発見した場合には、乙に対し適宜指摘することができる。乙も適宜指摘することができる。

4　乙は、甲から前項の指摘を受けた場合、当該指摘事項につき、当該補修計画書、又は更新計画書の補足、修正、又は変更を行うものとし、補修・更新工事開始の 40 日前までに、補足、修正、又は変更後の補修計画書、又は更新計画書を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

5　乙は、補修・更新の作業が終了したときは、補修計画書、又は更新計画書にしたがって当該設備の運転を行い、補修計画書、又は更新計画書に記載された作業完了基準を満たすことを確認し、甲に報告する。更新が本件性能要件に大きな影響を与える場合には、当該設備について引渡性能試験を行う。

6　甲は、かかる報告を受けて、補修・更新後の設備につき作業完了検査を行い、乙は、当該検査に合格したものについて、必要がある場合は甲に引き渡すものとする。

第１１節　付属部分の保全管理等

（建屋の管理）

第43条　乙は、付属部分の本施設の建屋の保全管理を行なわなければならない。なお、詳細は運営マニュアル及び維持管理計画に規定するものとする。

（駐車場）

第44条　乙は、甲から使用の承諾を受けた駐車場の保全管理を行なわなければならない。なお、詳細は運営マニュアル及び維持管理補修計画書による。

（見学等への対応）

第45条　甲は、本施設への見学及び視察等につき、予約の受付、引率及び説明等の対応を自ら行うものとし、乙は、これに協力する。詳細は、要求水準書による。

第１２節　業務報告

（運営管理業務の報告）

第46条　乙は、本施設の運営上の日報・月報・年報の作成、維持管理計画書に基づく、運転・維持管理・補修データ、その他統計事務の実施及び各種報告書、財務諸表等により、甲に対して運営管理業務の報告を行なわなければならない。日報、月報及び年報の各提出期限は以下に示すとおりとする。

(1)　日報：当該日の翌営業日（乙の営業日をいう。以下同じ。）以内

(2)　月報：当該月の翌月 3 営業日以内

(3)　年報：当該事業年度終了後 3 営業日以内

(4)　財務諸表：当該事業年度終了後 3 ヶ月以内

２　甲は、日報、月報及び年報の内容に疑義があると認める場合、その他要求水準書に定める業務を適切に実施していないと判断した場合において、乙に説明を求めることができる。この場合、甲は、乙に対し、本施設の管理者として説明責任を果たすために必要な範囲で、追加資料の提出又は当該業務に関し改善措置を求めることができ、乙はかかる甲の求めに対し誠実に対応しなければならない。

３　乙は、日報、月報及び年報及びその他乙がこの契約に基づき作成する書類につき、電子データの形で事業期間中保管するものとする。なお、甲の求めがある場合、乙は、各種報告書及びその他乙がこの契約に基づき作成する書類を電子データとして甲に提出しなければならない。

４　乙は前項の電子データを、本事業終了後から3年間は、これを保存する。

（各種報告書の提出）

第47条 乙は、各種計画書に基づく、運転・維持管理・補修データ、その他統計事務の実施により次の各号に定める各種報告書を作成して、甲に提出しなければならない。

(1) 業務予定表
(2) 業務日報・月報
(3) 運転記録日報・月報・年報
(4) 点検整備報告書
(5) 補修結果報告書
(6) 更新結果報告書
(7) 環境管理報告書
(8) 作業環境管理報告書
(9) 事故報告書
(10)その他の甲が要望する事項に関する管理記録報告書

２　前項に定める各種報告書の提出頻度・時期・詳細項目については、甲乙協議の上、決定するものとする。

３　前条第2項及び第3項は、本条に基づく各種報告書の提出に準用する。

## 第３章　業務委託費の支払

（業務委託費の支払）

第48条　甲は、乙に対し、この契約に従い業務委託費を支払う。

２　業務委託費は、運営期間にわたる計画処理量に基づく総額の概算として、金【　　　】円（消費税を含まない。）とする。その内訳は、別紙 1 に規定されるとおりとする。なお、変動費については、処理対象物の処理量に応じて算出されるものとするが、固定費については処理量の変動にかかわらず変動しないものとする。

３　業務委託費の支払い方法は、別紙 2 に定める方法による。なお、固定費については本施設が運転停止の場合でもこれを支払うものとし、第 30 条の減額に従う。

（業務委託費の見直し）

第49条　甲及び乙は、社会経済状況の変化に応じて、固定費及び変動費の見直しを実施できるものとし、詳細については、別紙 8 に定めるとおりとする。

## 第４章　危険の負担等

（所有権）

第50条　本施設の所有権は、甲に属する。また、施設の更新等を行った場合においても施設の所有権は甲に属する。

（第三者の損害）

第51条　乙は、その故意、又は過失若しくは法令等の不遵守によって、甲、又は第三者に人的あるいは物的損害を生じさせたときは、これを全て賠償しなければならない。

（保険）

第52条　乙は、別紙５に定める保険に継続して加入しなければならない。

（法令変更）

第53条　甲は、この契約締結後に法令変更が行われ乙の運営管理業務の実施に追加費用が生じるときは、甲が合理的な範囲でこれを負担する。

２　法令変更により、要求水準書、運営マニュアル、又は維持管理計画書の変更が可能となり、かかる変更により乙の運営管理業務実施の費用が減少するときは、協議により要求水準書、運営マニュアル、又は維持管理計画書の変更を行い、業務委託費を減額するものとする。

（不可抗力）

第54条　不可抗力によりいずれかの当事者がこの契約の履行ができなくなったときは、その旨を直ちに相手方に通知しなければならない。

２　当該通知を行った当事者は、通知日以降にかかる不可抗力の事由が止み、この契約の履行の続行が可能となるときまで、この契約上の履行期日における履行義務を免れるものとし、相手方当事者についても同様とする。

（不可抗力による負担）

第55条　不可抗力が生じた場合において、本施設の運営管理業務にかかる損害及び増加する費用は合理的な範囲において甲が負担する。不可抗力その他甲又は乙の責に帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、甲及び乙は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、甲及び乙は、相手方に事前に書面によって通知することにより、この契約を解除することができる。

２　甲及び乙は、当該不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

## 第５章　損害賠償等

(損害賠償等)

第56条　本施設の運営管理業務に関連して、甲の責めに帰すべき事由により、乙に損害が生じた場合、甲は乙に対して、生じた損害を賠償する義務を負う。

２　乙は、この契約に従った運営管理業務を実施せず、又はその他この契約の定めるところに違反し、甲に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

３　この契約に定める固定費の減額は前項に従った甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、また固定費の減額を損害賠償の予定と解してはならない。

## 第６章　事業期間の終了

(事業期間終了時の取扱い)

第57条　 甲と乙は、次に掲げる各項目を確認するものとする。

(1) 引継ぎ業務への支援など

(2) 運営期間中の計算書類等（甲乙協議の上、決定した出来高調書並びにその附属明細書）ならびに以下の項目に関する費用明細等を提出

①人件費

②運転経費

③維持管理費

④調達費

(事業期間終了時の明け渡し条件)

第58条　 乙は、本施設がこの事業期間満了時において、本件性能要件を満たしながら運転できる状態にて、甲に明け渡す。

２　乙は、この事業期間中、運営マニュアル、運営事業実施計画及び維持管理計画に基づいて運営を実施するものとする。

３　甲は、性能要件の満足を確認するため、本施設の機能確認及び性能確認を実施する。

４　乙は、事業期間終了後 1 年の間に、本施設に関して乙の維持管理補修等に起因する本件性能要件の未達が発生した場合には、乙は自己の費用により改修等必要な対応を行う。

５　明け渡し時のその他の条件は、甲と乙の協議により定める。

(乙の債務不履行)

第59条　 甲は、この契約に特に規定がある場合のほか、乙がその責に帰すべき事由により、この契約、又は要求水準書に従った本施設の運転ができなくなったときは、乙が再び事業を継続することが事実上不可能と合理的に判断されるときを除き、乙に最長 60 日の猶予期間を与えるものとする。

(解除)

第60条　 甲は、必要と認めたときは、90 日前に乙に通知することにより、この契約を解除することができる。この場合、甲は、乙の損害を補償する。

２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し催告することなく、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(2) 自己の責めに帰すべき事由により、契約期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

(3) 委託業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許可若しくは登録等を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。

(4) 乙及び業務統括責任者その他使用人が甲の指示監督に従わず、又は甲の職務の執行を妨げたとき。

(5) 第 63 条第 1 項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(6) 乙がこの契約及び要求水準書に従った運営管理業務の履行を行わず、甲が前条により最長 60 日(ただし、甲が第 29 条第 3 項で 60 日より長い猶予期間を設けた場合は当該期間とする。)の猶予期間を設けて乙に請求しても乙が当該猶予期間内にこの契約及び要求水準書に従った運営管理業務の履行を行わないとき。

(7) 乙が事業を放棄したと認められるとき。

(8) 乙の経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(9) 乙に係る破産、会社更生手続、民事再生手続若しくは特別清算のいずれかの手続について、取締役会でその申立等を決議したとき、あるいはその申立等がされたとき、又は支払不能若しくは支払停止となったとき。

(10) 乙が地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当することとなったとき。

(11) その他、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

3　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、30 日以内に、乙に対し履行を催告し、催告期間内に改善されないときは、乙に通知することによりこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、付属部分の保全管理に係る甲が通知する指摘事項について、遅滞なく対応策を示さないとき。ただし、甲が請求した場合は、乙は自己の負担において、甲が指定する事業者に、付属部分の保全管理業務を委託しなければならない。

(2) 乙が､甲が請求した日の翌日から起算して 30 日以内に､第 52 条の保険契約を締結しないとき、又はこれを維持しないとき。ただし、甲は、乙が付保すべき保険が必要とされないと合理的に判断する場合においては、当該保険に係る契約の締結を請求しない。

(3) その他、乙がこの契約の義務を履行しないとき。

4　乙は、この契約が解除されたときは、その管理する物品等を撤去し、本施設を継続して使用可能な状態にして、解除後速やかに甲に明け渡さなければならない。

(違約金)

第61条　乙は、前条の規定(第 1 項を除く)によりこの契約が解除された場合は、当該年度の業務委託費（固定費と変動費の総額。変動費は計画処理量に基づき算出する。）の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、頭書の契約保証金(契約保証金に代えて提供された担保、又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下この条において同じ。)があるときは、当該違約金の額から当該契約保証金の額を控除することができる。

2　前条の規定(第 1 項を除く)により契約が解除された場合は、契約保証金は甲に帰属する。甲に帰属した契約保証金は、甲の損害の賠償若しくは本条第 1 項の違約金等に充当するものとする。

3　本条第 1 項の規定により乙が甲に違約金等を支払う場合において、甲は、違約金請求権と乙の業務委託費請求権その他甲に対する債権を相殺し、なお不足があるときはこれを追徴することができる。

4　第 1 項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、甲のその超過分についての請求を妨げるものではない。

（委託業務の一部解除）

第62条　運営期間中、甲が利用する必要がないと判断した本施設の設備の一部に係る本件事業の委託に関する部分につき、この契約を解除することができる。

２　甲が、前項に基づきこの契約を部分解除する場合には、乙と不要設備の利用停止に関し協議するものとし、乙は当該協議の結果に従って不要設備の利用停止に向けた必要な措置を講じるものとする。

３　甲は、第1項の解除による業務委託費の減額は行わないものとする。

（乙の解除権）

第63条　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第17条、又は第53条2項の規定による委託業務の内容の変更のため、契約金額が3分の1以上増減したとき。

(2) 第62条第1項の規定による部分解除のため、契約金額が3分の1以上減じたとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

(4) 甲がこの契約に基づく債務の履行を行わない事態を60日間継続したとき。

２　乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

## 第７章　著作権等

（特許権等）

第64条　乙は、乙が本施設を稼動させ、処理対象物を処理（業務委託による場合も含む。）するために必要な特許権等の工業所有権の対象となっている技術等の実施権、又は使用権（甲から許諾されるものを除く。）を、自らの責任で取得するものとする。ただし、甲が当該実施権等の使用を指定し、かつ乙が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担しなければならない。

２　乙は、業務委託費は、前項の特許権等の実施権、又は使用権の取得の対価並びに第４項の規定に基づく成果物及び本施設の甲による使用に対する対価を含むものであることを確認するものとする。甲は、甲が乙に実施、又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を乙に請求しない。

３　甲がこの契約に基づき、乙に対して提供した情報、書類、図面等（甲が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、甲に帰属する。

４　甲は、成果物（ただし、乙が提出したものに限る。以下同じ。）について、それらが著作物に該当するか否かに関わらず、甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。

（著作権の利用等）

第65条　乙は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

２　乙は、本施設の所有・運営・維持管理・広報等に必要な範囲において、甲が成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならず、自ら、又は著作権者（甲を除く。）をして、著作権法第19条第１項、又は第20条第１項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

(1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。

(2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

３　乙は、自ら、又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 成果物及び本施設の内容を公表すること。

(2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

（著作権等の譲渡禁止）

第66条　乙は、自ら、又は著作者をして、成果物に係る著作権の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の侵害防止）

第67条　乙は、成果物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを甲に対して保証する。

２　乙は、成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、乙がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

（秘密保持義務）

第68条　甲及び乙は、この契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、この契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、この契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

２　次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

(1)　開示の時に公知である情報

(2)　相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3)　相手方に対する開示の後に、甲、又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(4)　甲及び乙が、この契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを署名により合意した情報

３　第１項の定めにかかわらず、甲及び乙は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(1)　弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2)　法令等に従い開示が要求される場合

(3)　権限ある官公署の命令に従う場合

(4)　甲と乙につき守秘義務契約を締結した甲のアドバイザー及び乙の下請企業に開示する場合

(5)　甲が本施設の運営に関する業務を乙以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合、又はかかる第三者を選定する手続きにおいて特定、又は不特定の者に開示する場合。

（個人情報の保護）

第69条　委託業務が個人情報を含むものである場合は、乙は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　委託業務を開始する際に、委託業務の従事者に委託業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らさないことを誓約した書類を作成させ、この書類を甲へ提出すること。

(2)　委託業務の実施に必要な関係資料（以下「関係資料」という。）を甲が指定した目的以外に使用しないこと。また、第三者に提供しないこと。

(3)　甲の許可なく関係資料の複写、又は複製をしないこと。

(4)　甲の許可なく関係資料を甲が指定する場所以外へ持ち出さないこと。

(5)　委託業務の実施、又は管理に関して関係資料に事故が発生した場合は、直ちに甲に報告すること。

(6)　委託業務が完了したときは、直ちに関係資料を甲に返還すること。

(7) 委託業務が完了した場合において関係資料の複写物又は複製物があるときは、当該複写物、又は複製物を直ちに甲に引き渡すこと。ただし、引き渡すことが適当でないと認められる場合は、複写、又は複製に係る情報を消去すること。

(8) 佐野市個人情報保護条例(平成 17 年佐野市条例第 9 号)を遵守するとともに、この条例の内容を委託業務の従事者に周知させ、個人情報の保護が徹底されるように指導すること。

## 第８章　補則

(計算書類等の提出)

第70条　乙は、この委託業務の終了後 3 ヶ月以内に、甲乙協議の上で決定した出来高調書並びにその附属明細書を甲に提出しなければならない。

(契約の譲渡)

第71条　いずれの当事者も、相手方の同意ある場合を除き、この契約、又はこの契約上の権利義務の譲渡若しくは第三者に対する担保権の設定をすることはできない。

（遅延利息)

第72条　乙がこの契約に基づく賠償金、損害金、又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、遅延損害金を支払う。

２　前項の遅延損害金は、甲の指定する期間を経過した日から支払の日まで遅延日数に応じ年 3.7 パーセントの割合で計算して得た額の利息(千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)を付した金額とする。ただし、この年率は、遅延利息支払時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条 1 項に規定する率の改定に従い改定するものとする。

(管轄裁判所)

第73条　甲と乙は、この契約に関する当事者間の一切の紛争に関し、宇都宮地方裁判所の第一審に関する専属管轄に服することに同意する。

(この契約に定めのない事項)

第74条　この契約に定めのない事項については、甲及び乙が別途協議して定めることとする。

[以下余白]

別紙１　業務委託費の内訳(第 48 条関係)

業務委託費の内訳

１．業務委託費の構成と算出方法

業務委託費は、固定費と変動費の合算として次式により算出されるものとする。

(業務委託費)＝(固定費)＋(変動費)

ただし、

(業務委託費) ：甲から乙へ支払われる業務委託費

(固定費) ：処理対象物の処理量に係りなく支払われる固定的運営費

(変動費)＝(変動費単価(円/t))×(処理量(t))：

処理対象物の処理量に応じて支払われる変動的な運営費

(変動費単価(円/t))：処理対象物 1t 当たりの変動的な処理単価

２．固定費と変動費単価（消費税等を含まない）

固定費は年額を示し、月額は年額固定費に 12 分の 1 を乗じて円未満を切り捨てた金額とする。なお、端数調整は、各年度の最終月(3 月)に行う。

変動費は計画ごみ処理量(28,000 t )時の金額を示し、変動費単価は当該変動費から算出される単価とし、円未満は切り捨てとする。

(1) 固定費　【　　　】円/年

(2) 変動費　【　　　】円（変動費単価【　　　】円/t）

別紙２　業務委託費の支払方法(第 48 条関係)

業務委託費の支払方法

(1) 乙は、月額の固定費及び変動費を算定し、毎月５日までに前月分の業務委託費にかかる適法な請求書類を甲に提出する。
(2) 甲は、請求書類の内容を確認のうえ、毎月末日までに前月分の業務委託費を乙の指定した銀行口座に入金する。
(3) 業務委託費の固定費は、支払対象期間が１ヶ月に満たない場合は、日割計算（1 円未満は切り捨てる。）にて支払う。

別紙３　本施設に係る計測項目(第 27 条関係)

本施設の運営に係る計測管理項目

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>計測地点</th><th>項　　目</th><th>頻度</th></tr>
<tr><td rowspan="2">ごみ処理</td><td>ごみ質</td><td>受入供給設備</td><td>種類組成、三成分、低位発熱量、<br>単位容積重量、元素組成</td><td>６回／年</td></tr>
<tr><td>焼却残渣</td><td>不燃物バンカ</td><td>熱しゃく減量（不燃物）</td><td>１回／月</td></tr>
<tr><td rowspan="17">環境</td><td rowspan="2">排ガス</td><td>BF 出口<br>及び煙突</td><td>ばいじん、排ガス量、CO 濃度</td><td>２回／年<br>(各炉)</td></tr>
<tr><td>指定する場所<br>（各炉 2 箇所）</td><td>硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物</td><td>２回／年<br>(各炉)</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ダイオキシン類</td><td>煙突</td><td>排ガス</td><td>２回／年<br>(各炉)</td></tr>
<tr><td>BF 出口</td><td>焼却飛灰</td><td>２回／年<br>(各炉)</td></tr>
<tr><td>不燃物搬送ｺﾝﾍﾞｬ</td><td>不燃物</td><td>２回／年<br>(各炉)</td></tr>
<tr><td>スラグピット入口付近、飛灰処理物バンカ入口付近</td><td>スラグ及び飛灰処理物</td><td>２回／年</td></tr>
<tr><td>放流桝出口付近</td><td>排水</td><td>２回／年</td></tr>
<tr><td>騒音</td><td>指定する場所<br>（４箇所）</td><td>L50,　L5,　L95</td><td>１回／年</td></tr>
<tr><td>振動</td><td>指定する場所<br>（４箇所）</td><td>L50,　L10,　L90</td><td>１回／年</td></tr>
<tr><td rowspan="4">悪臭</td><td>敷地境界<br>(指定する場所：<br>４箇所)</td><td>アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸</td><td>１回／年</td></tr>
<tr><td rowspan="2">脱臭装置出口<br>(指定する場所)</td><td>アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン</td><td>１回／年</td></tr>
<tr><td>臭気指数</td><td>１回／年</td></tr>
<tr><td>排　　水<br>(指定する場所)</td><td>メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル</td><td>１回／年</td></tr>
<tr><td>水質</td><td>敷地境界</td><td>放流水</td><td>２回／年</td></tr>
</table>

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 飛　灰<br>処理物 | 飛灰処理物<br>バンカ入口付近 | 溶出量：カドミウム、鉛、六価クロム、<br>ヒ素、総水銀、アルキル水銀、<br>セレン | 1回／月 |
| | 溶　融<br>スラグ | 溶融スラグ<br>ピット入口付近 | 溶出量：総水銀、カドミウム、鉛、<br>六価クロム、ヒ素、セレン、<br>フッ素、ホウ素<br>含有量：総水銀、カドミウム、鉛、<br>六価クロム、ヒ素、セレン<br>フッ素、ホウ素 | 1回／月 |
| | | | JIS A 5032：2006に基づく項目及び頻度 | |
| 作業環境 | | 指定する場所<br>（7箇所） | ダイオキシン類暴露防止対策要綱に基づく作業環境測定 | 1回／<br>6ヵ月 |
| | | 指定する場所<br>（2箇所） | ヒドラジン | 1回／<br>6ヵ月 |

別紙4　処理不適物(第24条関係)

処理不適物とは、佐野市の受入基準の範囲内にあるごみ以外のごみをいう。

別紙 5　保険(第 52 条関係)

保険の詳細

乙は、この契約第 52 条に基づき、以下の内容の保険に加入することとし、保険契約締結後、すみやかに保険証書の写しを甲に提出するものとする。

(1)　本施設の運営管理業務に係る第三者損害賠償保険

保険契約者　：　乙
被保険者　　：　甲、乙、運転企業及び全ての下請会社・協力会社
保険期間　　：　運営期間とする。
てん補限度額(補償額)：
　対人　　　　：　1 名当たり最大 1 億円、1 事故当たり最大 10 億円
　対物　　　　：　1 事故当たり最大 1 億円
　補償する損害：　本施設の使用若しくは管理、又は本施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
　免責金額　　：　乙の提案による、ただし、免責金額は乙が負担すること

別紙６　支給材料及び貸与品(第５条関係)

１．貸与品目

(1) 設計図書
(2) 運営マニュアル
(3) その他甲が指定するもの
・ホイールローダー
・フォークリフト
市所有のものを業務に支障の無い範囲において使用できる。

別紙７　本件計画ごみ質の範囲（第38条関係）

<table>
<tr><th colspan="3">項　　　　目</th><th>低　質</th><th>基　準</th><th>高　質</th></tr>
<tr><td colspan="2">水分</td><td>（%）</td><td>62.9</td><td>53.1</td><td>43.0</td></tr>
<tr><td colspan="2">可燃分</td><td>（%）</td><td>31.6</td><td>41.8</td><td>52.4</td></tr>
<tr><td colspan="2">灰分</td><td>（%）</td><td>5.5</td><td>5.1</td><td>4.6</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">低位発熱量</td><td>（kJ/kg）</td><td>5,100</td><td>7,600</td><td>10,200</td></tr>
<tr><td>（kcal/kg）</td><td>1,220</td><td>1,810</td><td>2,430</td></tr>
<tr><td colspan="2">単位容積重量</td><td>（kg/m³）</td><td>340</td><td>260</td><td>180</td></tr>
<tr><td rowspan="6">元素組成</td><td>炭素</td><td>（%）</td><td>53.55</td><td>54.72</td><td>55.92</td></tr>
<tr><td>水素</td><td>（%）</td><td>7.95</td><td>8.07</td><td>8.20</td></tr>
<tr><td>酸素</td><td>（%）</td><td>36.45</td><td>35.40</td><td>34.33</td></tr>
<tr><td>硫黄</td><td>（%）</td><td>0.01</td><td>0.02</td><td>0.02</td></tr>
<tr><td>窒素</td><td>（%）</td><td>1.51</td><td>1.27</td><td>1.03</td></tr>
<tr><td>塩素</td><td>（%）</td><td>0.53</td><td>0.52</td><td>0.50</td></tr>
</table>

※元素組成は可燃分中

別紙　8　業務委託費の見直し

１．業務委託費の見直しに係る評価指標

見直しに係る評価指標（以下「インデックス」という。）は以下のとおりとする。

(1)運転費（人件費）

・毎月勤労統計調査　賃金指数（厚生労働省大臣官房統計情報部　雇用統計課）

「調査産業計—事業所規模５人以上、所定内給与」

(2)用役費のうち灯油

・建設物価（財団法人建設物価調査会）

「灯油（ローリー、宇都宮市)」

(3)上記以外

・消費者物価指数（総務省統計局）

「消費者物価指数（宇都宮市、総合）

2. 業務委託費の見直し方法

毎年10月1日時点で、最新のインデックス12ヶ月分（平均）と、前回改定時のインデックスを比較して1.5%を超える変動があった場合は、インデックスの変動を翌年度の業務委託費（固定費、変動費単価）に反映させるものとする。

なお、業務委託費単価に反映する際には1円未満を四捨五入とする。

$$\text{前回改定時の業務委託費（固定費、変動費単価）} \times \frac{\text{最新のインデックス}}{\text{前回改定時のインデックス}}$$

=改定後（翌年度）の業務委託費（固定費、変動費単価）

なお、初年度は前回改定時のインデックスがないため、契約時点で取得できる最新のインデックス12か月分を採用する。

3. その他

変動要素の見直し時点から、実際の業務委託費が支払われる時期までに大幅に乖離が生じた場合、甲と乙は協議により変動要素の見直しをすることができるものとする。